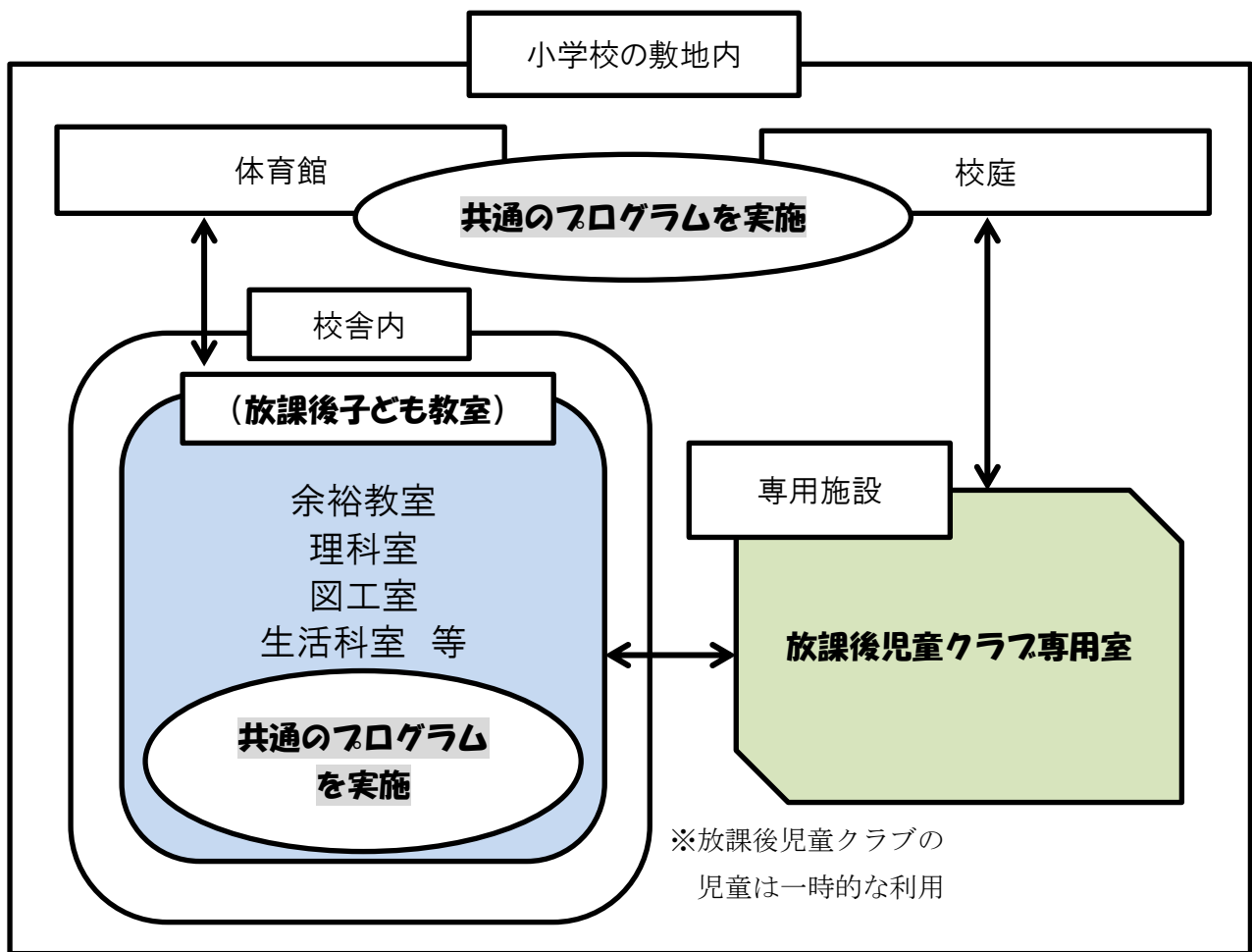


○放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体型(事業)とは……

国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子ども教室と放課後児童クラブ(学童クラブ)が同一敷地内にある場合、又は隣接した土地に設置されており専用の通路等を用いて、児童が安全に互いを行き来できる状況にある場合、放課後子ども教室へ放課後児童クラブの児童が参加できるものを指します。趣旨としては、「共働き家庭の小1の壁を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう」にするもの(厚生労働省HPより)。下にイメージ図を示します。

**※小1の壁とは……小学校の入学後、子どもを夜間まで預けることが困難になり、ワーキングマザーが働き方の変更を強いられる問題を指すもの。**



他にも、校舎内で放課後子ども教室と放課後児童クラブが運営される場合なども考えられますが、現時点で両者が同一敷地内にあり、一体型事業を行っている小学校では上の図のような関係であり、体育館、校庭、放課後子ども教室内での実施が考えられます。

なお、現在放課後児童クラブが敷地内にない小学校でも、西小学校の敷地内に放課後児童クラブのプレハブが只今建設中であるように、今後、放課後児童クラブが小学校の敷地内に移転してきた場合を想定し、回答するようお願いします。

ご不明な点がございましたら、教育委員会社会教育課生涯学習グループ(Tel0567-55-9421)までご連絡ください。